

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社では、持続的な成長のためには、コーポレート・ガバナンスの充実によって健全で透明な経営体制を構築することが重要であると考えております。

具体的には、法令遵守に基づく企業倫理の重要性を認識するとともに、当社内の各部門が諸規程に準拠して業務を遂行することによって、リスク対策を実施しております。さらに社員教育の充実によって、役職員のコンプライアンス意識の喚起を行い、経営の健全性の確保に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施いたします。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ブラネット	1,176,000	24.29
第一生命保険株式会社	440,000	9.08
AGB Nielsen Media Research B.V.	320,000	6.60
米倉裕之	183,400	3.78
セキ株式会社	180,000	3.71
株式会社タケオホールディングス	170,000	3.51
株式会社博報堂	170,000	3.51
株式会社博報堂プロダクツ	170,000	3.51
伊藤忠商事株式会社	120,000	2.47
楽天証券株式会社共有口	86,200	1.78

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明 更新

大株主の状況は、2026年3月31日現在のものです。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 グロース
決算期	3 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	5 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	4 名

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
結城 義晴	他の会社の出身者											
伊藤 久美	他の会社の出身者											
石原 弘隆	弁護士											
保井 俊之	学者											
玉生 弘昌	他の会社の出身者							○				

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
結城 義晴		○	—	結城義晴氏は、長年流通業界向けの出版事業に携わると共に、セミナー、研修を主催するなどの活動を通じて得られた豊富な経験と流通業界全般にわたる幅広い見識に基づき、当社の経営全般に対して的確な指摘、助言をいただいております。当社の経営陣とは独立した中立の立場から経営を監視していただいております。同氏は、当社の主要取引先、主要株主の業務執行者でないなど、独立性に関し東京証券取引所が定める項目に該当するものはないと判断しております。
伊藤 久美		○	—	伊藤久美氏は、グローバル企業などでの豊富な経験と、経営者としての高い見識に基づき、当社の経営の監督機能強化の役割を担うとともに、マーケティング、IT、グローバル戦略等に関し有用な助言、提言をいただくことにより、当社の経営陣とは独立した中立の立場から経営を監視していただいております。同氏は、当社の主要取引先、主要株主の業務執行者でないなど、独立性に関し東京証券取引所が定める項目に該当するものはないと判断しております。
石原 弘隆	○	○	—	石原弘隆氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する知見を生かした弁護士としての専門的見地から、当社の経営の監督機能強化の役割を担うとともに、コンプライアンス強化に資する助言、提言をいただくことにより、業務執行に係る意思決定の妥当性、適法性確保に寄与していただいております。同氏は、当社の主要取引先、主要株主の業務執行者でないなど、独立性に関し東京証券取引所が定める項目に該当するものはないと判断しております。
保井 俊之	○	○	—	保井俊之氏は、財務省、金融庁及び国際機関における豊富な職務経験や社会のウェルビーイングに関する豊富な学術経験と見識を有しており、当社の経営全般に対して有用な指摘、助言をいただいております。同氏は、当社の主要取引先、主要株主の業務執行者でないなど、独立性に関し東京証券取引所が定める項目に該当するものはないと判断しております。
玉生 弘昌	○		玉生弘昌氏は、株式会社プラネットの名誉会長を兼職しております。 同社は当社の主要株主であります。	玉生弘昌氏は、流通IT及びデータ活用分野の企業経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、当社の社外取締役としても、これまで経営全般に対し客観的かつ的確な助言を行ってまいりました。同氏の持つ高い専門性と実績は、当社の業務執行に対する監査・監督機能の強化およびコーポレート・ガバナンスの向上に寄与するものと判断し、監査等委員である社外取締役として選任しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	0	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり
----------------------------	----

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

任命された監査等委員会補助者がその職務補助を行う際は、当該補助者は監査等委員会の指揮下において、業務執行者からの独立性及び当該使用人に対する監査等委員会が発する指示の実効性を確保します。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査部門として内部監査室を設置しております。毎月開催される監査等委員会には、原則として内部監査室長が同席し、内部監査実施状況等の報告を適宜行っております。監査等委員、内部監査室及び会計監査人は、三様監査の観点から相互の監査計画の交換並びに監査実施状況の説明・報告を定期的に行っております。このように監査等委員会、会計監査人及び内部監査室は、相互補完的且つ効果的な監査が実施できるよう相互の情報共有に努めており、監査の質的向上を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	4 名
-------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社では、業績向上と企業価値向上に対する役員及び従業員の意識と士気を高めるため、ストックオプション制度を導入しています。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

株主総会で承認された範囲内で、その地位及び役割期待に応じてストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役(監査等委員を除く)及び取締役(監査等委員)に区分し、支給人員及び支給総額を開示しております。なお、報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別報酬は開示しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬は、2018年6月27日開催の株主総会の決議にもとづき、監査等委員を除く取締役に支給する報酬限度額の上限を年額150百万円、監査等委員の取締役に支給する報酬限度額の上限を50百万円としております。当社の取締役の報酬は基本報酬とし、将来的に業績連動報酬及び株式報酬の導入を検討するものとしております。また、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、中長期的な企業価値の向上、持続的な成長に貢献できる優秀な経営人材を維持・確保することを目的としております。当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて、また外部の客観的なデータや同規模類似企業の報酬支給状況、当社の業績、従業員給与の水準等も考慮しながら、総合的に勘案して定めております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役のサポート体制については、取締役会の事務局たる社長室が、必要に応じて情報を社外取締役に伝達する体制を取っております。取締役会の資料は、事務局より原則として事前配布し、社外取締役の十分な検討時間を確保するとともに、必要に応じて事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応していくとともに、取締役会の議決権を有する社外取締役の増員等により取締役会の経営監督機能を強化することによって、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、監査等委員会設置会社制度を採用しております。

・取締役及び取締役会

当社取締役会は、代表取締役社長の米倉裕之を議長とし、島崎尚子(取締役上席執行役員)、越尾由紀(取締役上席執行役員)、結城義晴(社外取締役)、伊藤久美(社外取締役)、石原弘隆(監査等委員、社外取締役)、玉生弘昌(監査等委員、社外取締役)、保井俊之(監査等委員、社外取締役)の8名の取締役で構成されており、経営上の最高意思決定機関として、取締役会規則に基づき重要事項(経営方針、事業計画、重要な財産の取得及び処分等)を決定し、業務執行状況を監督しております。取締役会は、原則として毎月1回開催し、必要に応じて随時臨時取締役会を開催しております。

・代表取締役社長

経営及び業務執行責任者として、当社を代表し、取締役会の議事運営に当たるとともに、当社全般の業務執行を統括しております。

・監査等委員会

当社は監査等委員会設置会社であります。

当社では、監査等委員である取締役3名(委員長:石原弘隆(社外取締役)、玉生弘昌(社外取締役)、保井俊之(社外取締役))を選任しております。監査等委員である取締役は取締役会に出席し、社内の実態の把握に努めるとともに、監査等委員でない取締役の意見聴取や資料閲覧等を通じて業務監査、会計監査を実施しております。

また、内部監査室及び会計監査人との相互補完的かつ効果的な監査ができるよう、相互に情報共有に努め、連携を図っております。

・経営会議

経営会議は、代表取締役社長及び各部門長を構成員としております。原則毎月1回開催しており、経営上の課題を審議し、取締役会に報告しております。

・役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

株主総会において決議された報酬総額の限度内で、各取締役の担当業務とその内容、経済情勢、従業員の給与額とのバランス等を考慮し、監査等委員に代表取締役社長から具体的数値を提案、審議した内容に基づき、取締役会より一任された代表取締役社長が報酬額を決定しております。また、監査等委員である取締役の報酬額に関しては、監査等委員会が協議の上、決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は設立以来、監査役設置会社としておりましたが、社外取締役である監査等委員が取締役会の議決権を保有することで取締役会の監督機能を強化し、経営の健全性、透明性を一層向上させることができると考え、2018年6月の定時株主総会で定款を変更し、監査等委員会設置会社に移行しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆様が十分な議案の検討時間を確保できるよう、招集通知の発送早期化に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	定時株主総会の開催時期を毎年6月20日前後に設定しており、集中日を回避しております。
電磁的方法による議決権の行使	現時点においては導入しておりませんが、株主の方々のご意向を勘案しつつ、今後検討してまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	現時点においては導入しておりませんが、株主の方々のご意向を勘案しつつ、今後検討してまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	現時点で、招集通知(要約)の英文での提供については予定しておりませんが、外国人株主の状況を勘案しつつ、今後検討してまいります。
その他	株主総会のオンライン開催については、他社株主総会の動向等を参考としつつ、今後検討してまいります。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを制定し、当社ホームページにおいて公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定期的な開催には至っておりませんが、2025年10月に個人投資家向け説明会を実施いたしました。 今後も株主・投資家の皆様との対話機会を確保すべく、適切な時期や方法での継続的な実施に向けて検討を進めてまいります。 また、機関投資家・アナリスト向け決算説明会の動画や書き起こしの公開情報を、当社ウェブサイトにて速やかにお知らせするなど、個人投資家の皆様に対しても公平かつタイムリーな情報開示に努めております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	各四半期決算及び通期決算確定後のタイミングで、アナリスト・機関投資家向け説明会を定期的に開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	現時点で、海外投資家向けの定期的説明会については予定しておりませんが、外国人株主の状況を勘案しつつ、今後検討してまいります。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにIR専用ページを設け、各種IR資料その他の開示すべき情報を適時に掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR活動に向けた体制は、代表取締役社長をトップとし、経営戦略室が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は経営理念(パーパス)として「データと知恵で未来をつくる」を掲げ、当社ビジネスに関わるあらゆる人々の幸せと未来をつくることを目指し、ステークホルダーの立場を尊重しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は経営の行動指針として「社会へ貢献し、持続的な成長を追求します」「地域や規模を超え、あらゆる組織のデータ活用を支援します」「データやテクノロジーを使う人の教育を推進します」を定めており、SDGsが掲げる「誰一人取り残されない」社会の実現を目指して、データとテクノロジーを活用した地域課題の指標化による可視化及び解決支援、女性向けのIT雇用機会の提供、各地域の教育機関の教育支援などに取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社ホームページ、決算説明会等により、ステークホルダーの皆様に対する積極的な情報開示を行う方針であります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、企業価値の持続的な向上及び株主その他のステークホルダーの信頼確保を目的として、取締役及び使用人が高い倫理観をもって職務を遂行し、法令、定款及び社内規程を遵守するとともに、社会規範に則った責任ある行動を実践するため、会社法第399条の13第1項第1号ロ及び八並びに会社法施行規則第110条の4の規定に基づき、内部統制システムの整備に関する基本方針を次のとおり定めています。

1. 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (1) 取締役及び使用人は、法令、定款及び社内規程を遵守し、高い倫理観をもって職務を遂行します。
 - (2) 当社は、コンプライアンス体制の整備及び運用を継続的に推進し、その実効性の向上に努めます。
 - (3) 内部監査担当者は、内部監査規程に基づき独立した立場から内部監査を実施し、取締役及び使用人の職務執行状況を監査します。監査結果は代表取締役社長及び監査等委員会に報告します。
 - (4) 当社は、法令違反、社内規程違反その他コンプライアンス上問題のある行為を早期に発見し是正するため、内部通報制度を整備し運用します。
 - (5) 当社は、内部通報者の秘密を適切に保護するとともに、通報を行ったことを理由として解雇その他の不利益な取扱いを行いません。

2. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務執行に係る情報については、法令及び文書管理規程その他関連規程に従い、適切に記録、保存及び管理します。
- (2) 当該情報の保存及び管理は、文書管理規程に定める主管部門が行います。
- (3) 取締役は、必要に応じてこれらの文書及び記録を閲覧できるものとし、主管部門はこれに適切に対応します。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、リスク管理基本規程を定め、全社的なリスク管理体制を整備します。
- (2) リスク管理部門は、事業活動に伴う各種リスクを識別、評価及び管理し、リスクの低減及び未然防止に努めます。
- (3) リスク管理部門は、リスク管理の状況について定期的に取締役会に報告し、取締役会はその有効性を監督します。
- (4) 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速かつ適切な対応を行うとともに、原因分析及び再発防止策を講じます。

4. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、法令、定款及び取締役会規則に基づき重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督します。
- (2) 当社は、執行役員制度その他適切な業務執行体制を整備し、権限委譲を推進することにより、迅速かつ効率的な意思決定を行います。
- (3) 職務権限規程、業務分掌規程その他関連規程を整備し、責任と権限を明確化するとともに、適切な相互牽制機能を確保します。
- (4) 経営会議その他の重要会議体を活用し、経営課題及び重要施策の協議並びに進捗管理を行います。

5. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

- (1) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人の配置を求めた場合、当社は監査等委員会と協議のうえ必要な人員を配置します。
- (2) 内部監査担当者は、監査等委員会と緊密に連携し、その職務遂行を補助します。

6. 前項の使用人の取締役からの独立性及び監査等委員会の指示の実効性確保に関する事項

- (1) 監査等委員会の職務を補助する使用人は、監査等委員会から指示を受けた特命事項等の業務に関しては、監査等委員会の指揮命令に従って職務を遂行するものとし、当該業務について取締役その他の指揮命令を受けません。
- (2) 当該使用人の人事異動、人事評価その他重要な人事事項については、必要に応じて監査等委員会の意見を聴取し、その意見を尊重します。

7. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制

- (1) 取締役及び使用人は、法令違反、定款違反、重大なコンプライアンス違反又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知った場合には、速やかに監査等委員会に報告します。
- (2) 監査等委員会は、その職務遂行上必要があると認める場合には、取締役及び使用人に対して報告又は資料の提出を求めることができます。
- (3) 内部監査担当者及び内部通報制度の主管部門は、監査等委員会との連携を図り、必要な情報を適時適切に報告します。

8. 監査等委員会に報告を行った者の保護に関する体制

当社は、監査等委員会に報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告を理由として不利益な取扱いを行いません。

9. 監査等委員の職務執行に係る費用等の処理に関する体制

監査等委員がその職務の執行について費用の前払、償還又は債務の処理等を請求した場合には、当該請求に係る費用又は債務が監査等委員の職務執行に必要でないことが明らかな場合を除き、速やかにこれに応じます。

10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員会は、重要な会議への出席、重要書類の閲覧及び取締役又は使用人へのヒアリングを行うことができます。
- (2) 取締役及び使用人は、監査等委員会の監査活動に必要な協力を行います。
- (3) 監査等委員会は、内部監査担当者及び会計監査人と定期的に情報交換及び意見交換を行い、監査の実効性向上を図ります。
- (4) 監査等委員会は、必要に応じて弁護士、公認会計士その他の外部専門家の助言を受けることができます。

11. 反社会的勢力排除に向けた体制

- (1) 当社は、反社会的勢力との一切の関係を遮断し、反社会的勢力による不当要求に対しては毅然として対応します。
- (2) 人事総務部門を主管部門とし、警察、弁護士その他の外部専門機関と連携しながら、反社会的勢力への対応体制を整備します。
- (3) 反社会的勢力との取引、資金提供その他一切の関係を禁止します。

12. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 当社は、金融商品取引法その他関係法令に従い、財務報告に係る内部統制を整備し運用します。
- (2) 財務報告に係る内部統制の有効性について継続的な評価を実施し、必要に応じて改善を行います。
- (3) 取締役会は、財務報告の信頼性確保に向けた内部統制システムの整備及び運用状況を監督します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「反社会的勢力対応規程」を定め、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、または不当な要求には断固としてこれを拒絶することを宣言しております。

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方・措置

当社は反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないものとし、反社会的勢力への対応にあたっては、従業員等の安全を最優先するものとするを基本方針としております。反社会的勢力に対しては、警察、暴力追放推進センター、公益社団法人 警視庁管内特殊暴力防止対策連合会(特防連)及び弁護士等の外部専門機関と連携して組織的な対応を図るものとし、平素より情報収集に努め、速やかに対処できる体制を整備しております。

2. 反社会的勢力の排除に向けた具体的な取組み状況

当社は、「反社会的勢力排除に向けた体制」として、反社会的勢力との取引関係や支援関係を含め一切の接触を遮断し、反社会的勢力からの不当要求は断固として拒絶することを定めております。また、反社会的勢力から経営活動に対する妨害や加害行為、誹謗中傷等の攻撃を受けた場合は、人事総務部が対応を一元的に管理し、警察等関連機関とも連携し、組織全体で毅然とした対応を行います。

その他

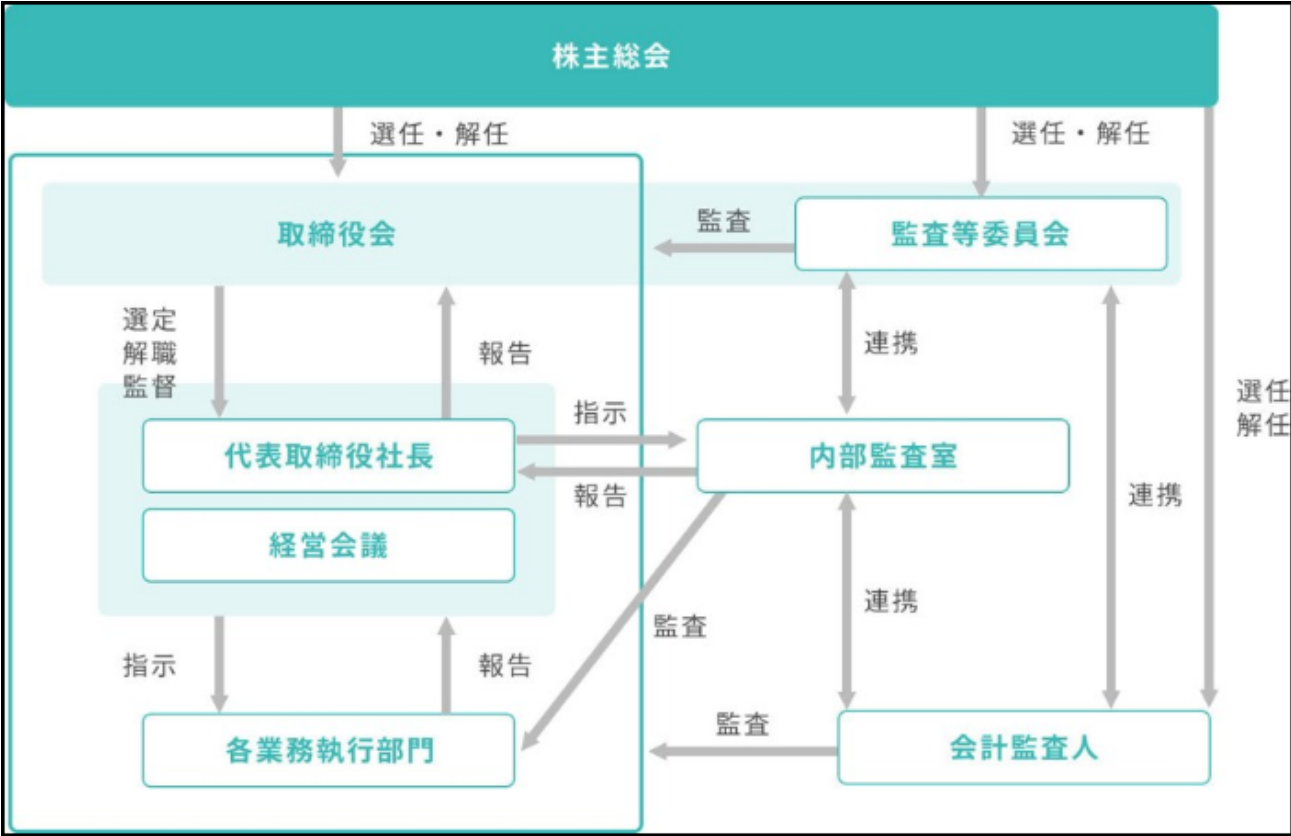
1.買収への対応方針の導入の有無

買収への対応方針の導入の有無	なし
----------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【模式図（参考資料）】



【適時開示体制の概要（模式図）】

